

第一三回

参第五号

災害救助法の一部を改正する法律（案）

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「百分の一」を「五百分の一」に、「百分の十」を「五百分の十」に、「百分の二十」を「五百分の二十」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年一月一日から適用する。

## 理 由

災害救助法の立法精神に鑑み、費用の国庫負担額を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。